

広域連携モデル構築事業委託契約書（案）

茨城県(以下、「甲」という。)と_____ (以下、「乙」という。) とは、広域連携モデル構築事業について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、次の事業(以下「委託事業」という。)の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託事業の名称 広域連携モデル構築事業
- (2) 委託事業の内容 別紙「委託事業仕様書」(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(委託事業の実施)

第2条 乙は、委託事業を仕様書に従って実施しなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法については甲の指示に従わなければならない。

(委託料)

第3条 甲は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として

金_____円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えない範囲で乙に支払うものとする。

(委託料の支払)

第4条 委託料は、委託事業が終了し、その額が確定した後に乙の請求を受理してから30日以内に支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払いをすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書(様式第1号)を甲に提出するものとする。
- 4 甲の責に帰する事由により、第1項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(委託費の使途)

第5条 乙は、委託費を委託事業以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その違反にかかる金額の返還を乙に請求する

ことができるものとする。

(再委託の制限)

第6条 乙は、委託事業の達成のため、委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(実績報告書等の提出)

第7条 乙は、委託事業の成果を記載した広域連携モデル構築事業実績報告書(様式第2号。以下「実績報告書」という。)及び広域連携モデル構築事業収支決算書(様式第3号。以下「収支決算書」という。)を委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出するものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき、乙から実績報告書及び収支決算書の提出を受けたときは、遅滞なく当該事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条に規定する委託費の確定額を超えるときは、この超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業遂行が困難な場合の措置)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

(委託事業の変更等)

第11条 甲は、この契約を変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。

2 乙は、やむを得ない事由により委託期間内に受託事業を完了することができないと認めるときは、直ちに甲に協議しなければならない。

3 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により申し出て甲の承認を受けなければならない。

4 甲及び乙は、前3項の承認又は協議の結果により、この契約の一部変更又は解除をすることができるものとする。

(委託事業の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必

要な事項について乙に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(帳簿等の保存)

第 13 条 乙は、委託事業に係る経費について、その用途を明らかにした帳簿及び書類等を備え、これを委託事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、委託事業の実施に関して知り得た秘密をこの契約の目的以外に使用し、又は、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、委託事業を実施するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講じるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(勧告)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な勧告を行うことができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託事業の実施時期及び方法が不相当と認められたとき。
- (3) 第 8 条及び第 13 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は、実地の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、この契約を解除し、既に支払った金額の全部又は一部の返還及び委託費によって乙が購入した物品（不用品として処分した物品売却代金を含む。）の引渡しを請求することができる。

- (1) 乙が前条の勧告に従わなかったとき。
- (2) 委託事業を委託する必要がなくなったとき。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項及び委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

(合意管轄)

第 19 条 本契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行う。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

水戸市笠原町978番6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、利用者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するために収集・作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために利用し、または外部に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事業を実施するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。